

佐野市余裕期間設定工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定した工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 建設資機材の調達、労働者の確保等の工事に係る準備を行う期間で、契約日の翌日から工事着手期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）の前日までの期間をいう。
- (2) 工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日をいう。
- (4) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事着手日を選択できる方式をいう。
- (5) 余裕期間設定工事 任意着手方式により余裕期間を設定した工事をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事は、競争入札による工事のうち、発注者が余裕期間を設定することが必要と認める工事とする。

(工事着手期限日及び工事着手日等)

第4条 工事着手期限日は、余裕期間設定工事に係る契約日の翌日から起算して工期の3割以内かつ60日以内において設定するものとする。

- 2 受注者は、契約締結までに、工事着手日（佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を定め、工事着手通知書（別記様式）により発注者に通知する。この場合において、契約締結日以降、真にやむを得ないと認められる場合を除き、受注者による工事着手日の変更はできないものとする。

(前払金の取扱い)

第5条 余裕期間設定工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できる。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合は、契約締結日以降請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第6条 余裕期間設定工事の余裕期間内における当該工事現場の管理は発注者の責任により行うものとする。

2 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。この場合において、余裕期間内に行う建設資機材の調達、労働者の確保等の工事に係る準備については、受注者の責任により行うものとする。

(技術者の取扱い)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、余裕期間設定工事の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は入札通知する工事から適用する。